

興福寺・和泉国司紛争と後鳥羽上皇

——建久九年初度熊野御幸をめぐって——

谷 昇

はじめに

建久九年正月十一日に讓位した後鳥羽上皇は、同年三月三日土御門天皇を即位させたのち、八月十六日には、はじめての熊野御幸に出発した。ところが路次御所造営の課役をめぐり、和泉国内の興福寺・春日社領内（以後興福寺領という）において、国司平宗信と興福寺の間に紛争が起こった。興福寺の訴えによれば、国司らは興福寺領内において、神人・仕丁らを凌辱し、神木（榊）を焼くなどの濫妨をはたらいた。これにたいし興福寺は、神木動座による強訴をかまえて抗議、朝廷・源頼朝までを巻き込んでの騒動に発展し、事態は国司平宗信と寺僧の流罪をもって決着した。

讓位直後の青年上皇后鳥羽にとって、初度熊野御幸を契機として惹起し、土御門天皇大嘗会を挟み展開したこの事件は、上皇みずからが、公家・寺社・武家それぞれの論理と行動を目的のあたりにする契機となり、以後の後鳥羽院政に大きな影響を及ぼしたと考えられる。

承久の乱に集中する後鳥羽研究にたいし、建久年間への注目がうながされ、さまざまな議論がおこなわれたが、この事件にかんしては、いくつかの論文および地名辞典などでとりあげられているが、本格的な検討はなされていないようである。^②

本稿では、先行研究とりわけ上横手雅敬氏が「最後の頼朝書状」^③においてなされた論点提示を承けて、紛争の経緯をさらにくわしく吟味することにより、後鳥羽院政発足直後の政治状況の一端を明らかにしたい。

第一章 源頼朝書状と興福寺申状

第一節 源頼朝書状・興福寺申状とその伝来

まず、本事件に関する主要史料である「興福寺遣頼朝状」（建久九年十一月一日付）および「源頼朝書状」（年月日未詳）を収載する『興福寺牒状』について検討し、以降の議論にそなえたい。

（1）『興福寺牒状』の写本と内容

興福寺の牒・申状などを編纂した『興福寺牒状』と題される史料が、写本で二種伝えられている。

① 永享三年（一四三一）正月十九日写、前田尊経閣文庫蔵（尊経閣本）という。表紙・包紙あり。東大史料編纂所に影写本がある。^④

② 年月日未詳写、東大寺尊勝院蔵（「尊勝院本」という）。東大史料編纂所の写本によると、①と同内容の文書の末尾に「以興福寺明王院本一写焉」と注記され、つづけて弘長の強訴関連文書八点が追記され

ている。

『興福寺牒状』所収文書、同写本の伝来等については別途詳細な検討が必要であるが、少なくとも写本の注記等からして、原本は興福寺明王院に伝えられたものと考えられる。今回、尊経閣文庫の御配慮により、より古態を伝えると思われる写本原本(①)を閲覧することができた。以下その概要を示す。

【包紙(上覆)】包紙中央には「興福寺牒状 一冊」と大書され、左側に牒状の網羅的蒐集を図るための指示等が記されている。右側には、異筆(加賀前田五代藩主綱紀自身の筆と考えられる)の備忘が記されており、「牒状ノ始原・終期ノ事、順庵へ頼置也(中略)此冊末、頼朝之状脱落ノ分、明王院へ尋ネ遣上、尋ネ給ニ可^レ任」なる一文がある。

【冊子および表紙・奥】冊子は縦二九六mm×横二五〇mmの列帖装で、表紙・裏表紙あわせて二四丁(墨付同)、表紙中央に「興福寺牒状」、左端下に「伝頼専」、並べて「沙門釈宗性」とある。裏表紙には「永享三季正月十九日南戒壇院善春(花押)」なる奥書がある。

【内容】書写収載されている文書は一〇通で、その内容はつぎのとおりである。

- ① 承安三年十月日の日付をもつ牒状案文四通、申状案文一通(記載順に『平安遺文』三六四六・三七・三八・四〇・三九)
- ② 保元三年七月日の日付をもつ申状案文二通、同年十一月日の申状案文一通(同、二九三七・三八・五八)
- ③ 「興福寺遣鎌倉状(解脱房草云々)」(内は割書、以下同じ)なる表題をもつ文書一通(『鎌倉遺文』一〇〇九)。
- ④ 二二丁裏から「去八日御教書、昨日(十六日)到来、謹拝見候了」(表題なし)にはじまる後欠文書(『源頼朝書状』一通(『鎌倉遺文』一〇一〇・補三〇七))。

本稿で検討する文書は、上記のうち③および④であるが、③は、『大日本史料』『鎌倉遺文』等をはじめとして、一般に「興福寺牒状」と呼ばれている。しかし同文書は「興福寺遣鎌倉状」と標記して書写されたものであり、本稿では「興福寺申状」と呼ぶことにしたい。

(2) 建久九年源頼朝あて興福寺申状

ここで、本稿で利用する史料を掲げておく。「興福寺申状」は『大日本史料』建久九年十一月一日条、『鎌倉遺文』一〇〇九号に収載されている。長文にわたるため、尊経閣本により校訂したうえで、事書・要所のみ掲出する。

【史料A】源頼朝あて興福寺申状

興福寺遣鎌倉状(解脱房草云々)

上啓 条々

一 和泉国司旁犯遇事

右、南山御幸泉州経営之間、触^レ当寺当社庄園、充^レ非例非分之課役。近則 故院臨幸之時、一旦雖^レ有^レ催促、具^レ経^レ奏聞^レ皆蒙^レ恩免。至^レ今度^レ者、云^レ無道^レ云^レ苛法^レ、不^レ足^レ称計。其趣雖^レ似^レ仙洞叡旨、実皆国司之苛謀也。其内於^レ寺領谷川庄、卷^レ仕丁於^レ簀中、懸^レ法湯於^レ其上、不堪^レ極刑、殆及^レ悶絶、庄民募^レ色々物^レ僅救^レ其命^レ畢。仍^レ寺家勒^レ子細^レ及^レ訴訟^レ之間、京^レ又^レ於^レ社領春木庄、捕^レ神民^レ而卷^レ簀、取^レ賢木^レ而焼失。土民乍^レ恐制止之剋、剩集^レ年々^レ榊、併^レ焼^レ失^レ之。謗言之旨、殊蔑^レ神威。其外於^レ池田庄等、致^レ種々^レ狼藉、重疊之次第、殆^レ匪直也事。凡^レ非^レ二所^レ狼嘖、已^レ亘^レ三ヶ所、非^レ一事^レ非^レ二事^レ、犯過^レ又^レ及^レ五ヶ条、神民凌^レ磔^レ粗雖^レ有^レ其例、御神焼失前代未聞(中略)

一 衆徒上洛不^レ可^レ及^レ驚異^レ事(中略)

一 不_レ弁_二時節譏嫌_一由事(中略)

一 為_二初度臨幸_一可_レ忌_三万事_一由事(中略)

一 可_レ有_二対問_一由不_レ可_レ叶_三物儀_一事(中略)

以前条々、大略如此(中略)抑武略之士、必含_二忠貞_一、々々之臣未_レ必飽_三上皇恩_一、々々雖_レ貴、人望或乖、人望雖_レ重、仏家未_レ許。独蓋_レ之備_レ之者、只_レ幕下之御明德歟。臣以_レ直為_レ忠、幕下争不_レ諫_二我君_一、々以_レ明為_レ聖。上皇宜_レ感_二其詞_一。衆議之趣、執啓如_レ件、恐惶頓首謹言。

十月廿九日^⑧

建久九年十一月一日

別会五師

(3) 源頼朝書状

「源頼朝書状」は『大日本史料』建久九年十一月一日条、『鎌倉遺文』一〇一〇号、同補三〇七号、黒川高明『源頼朝文書の研究 史料編』等に収載されている。釈文にはそれぞれ異同があり、尊経閣本によつて校訂した全文を掲げる。

【史料B】源頼朝書状

去八日御教書、昨日(十六日)到来、謹拜見候了。興福寺衆徒申和泉国司事、折紙見給候了。誅_二伏衆徒_一之後、天下静謐之令、所_二燒失_一之東大寺被_二改作_一候。被_レ興_二亡廢之基跡_一了。当_二于斯時_一、衆徒且可_レ迴_二仏法修学_一之處。依_レ彼国司狼藉、時衆_レ振_二春日神輿_一、擬_二群參_一之条、可_レ謂_二返逆_一候歟。国司縱有_二濫行_一者、不_レ全_二郡參_一、雖_二何箇度_一可_レ訴申_一候。就中院号之後、南山初御臨幸候。又御禊大嘗会者、一代一度嘉礼、国家福祐之大基候。随則期日近々、嚴重異他。縱雖_レ有_二可_レ訴申_一之事、退可_レ左右_一候歟。君者雖_レ无_二和泉国司一人_一、何事之闕御哉。而衆徒依_二一両神人之沙汰_一、不_レ顧_二抄節_一、不_レ恐_二朝威_一、令_二郡參_一候者、申状雖_レ懇切、不_レ可_レ有_二御裁許_一。

興福寺・和泉国司紛争と後鳥羽上皇

只以_二道理_一訴申候者、争無_二御沙汰_一候哉。蜂起之条、猶々不_レ能_二左右_一候事歟。為_二武士_一之輩、元掌_二一芸_一、全不_レ弁_二是非_一候者也。然而諸国勇士之中、雖_レ有_二結_三私意趣_一之輩、偏藏_二弓箭_一不_レ遂_二会稽_一、是則依_レ奉_二仰_三君之德之化_一也。爰衆徒者、云_二才智_一、云_二因乎_一、惣弁_二理非_一之器也。初以_レ不_レ可_レ諭_二武士_一候。而朝家大礼之時、依_二少事_一欲_レ成_二違乱_一、非_二朝敵_一哉。頼朝奉_二勅命_一、追_二討凶党_一之後、雖_レ為_二武士之身_一、興_二隆仏法_一之志甚深也。仍雖_レ不_レ存_二殺罪之計_一候、愁稟_二弓裘之芸_一事、君之日、何不_レ鎮_二背_三聖化之事_一候哉。衆徒企_二參洛_一候者、且差_二遣前驅之武士_一、可_二相禦_一候。猶不_レ拘_二皇威_一、提及_二訴逆_一者、頼朝雖_二自身_一可_二馳參_一候歟。相禦之間、衆徒定及_二合戰_一者、不慮之外、殺罪出来候歟、抑高能卿早世之間、暫殺生(後欠)〔注〕東大寺尊勝院本は、文末「間暫殺生」の四文字を欠く。

第二節 頼朝書状の発給日をめぐって

— 通説と上横手雅敬説 —

(1) 通説と上横手雅敬説

上記「頼朝書状」「興福寺申状」にかかる興福寺・和泉国司紛争につき『大日本史料』建久九年十一月十一日条は、「興福寺衆徒、摂政基通二因リテ、和泉国司ノ処分ヲ執奏センコトヲ頼朝ニ請フ、尋テ頼朝之ニ答フ」といった綱文とともに、「興福寺牒状」につづけて「源頼朝書状」を載せている。すなわち『大日本史料』では、両状の発給は前掲史料A―Bの順であり、興福寺が氏長者摂政藤原基通を通じて頼朝に「牒状」を送り、頼朝がこれに返書をもつて答えたものと解されている。この理解を便宜的に「通説」とする。

一九七一年、上横手雅敬氏は、頼朝の本事件への関与を「頼朝の生涯

におけるほとんど最後の政治活動^⑩（頼朝は翌正治元年正月十三日没）であり、興福寺あて書状を「最後の頼朝書状」と位置づけたいうえで、『大日本史料』網文から辻善之助氏の理解（後述）につながる史料解釈（通説）に疑義を呈した^⑪。すなわち上横手氏は、文書発給順をB→Aであると主張した。上横手氏の議論はつぎのように整理することができる。

① 頼朝書状には、「去八日御教書、昨日（十六日）到来、謹拝見候了」とあるから、書状が書かれたのは某月十七日である。また、Aの日付は十一月一日であるから、通説のようにA→Bとすると、Bの日付は十一月十七日ということになる。

② しかし、文中に「御禊大嘗会者、一代一度嘉礼、国家福祐之大基候。随則期日近々、嚴重異他」とあることから、文書発給日は十月二十七日の御禊以前、すなわち十月十七日以外にありえない。

③ 通説にしたがうならば、書状の前提となった御教書は十一月八日に出されたことになるが、「当時は平静に大嘗会の準備が進められており、頼朝の憂慮するがごとき事態は見られない」（二六八頁）。

④ AはBにおける頼朝の非難・警告に対応した陳弁を含んでいる。通説に拠った理解としては、辻善之助「頼朝の宗教政策」（一九四七年）、『和泉市史Ⅰ』（一九六五年）、『大阪府地名大辞典』（角川書店、一九八三年）の「池田荘・谷川荘」の項および『大阪府の地名』（平凡社、一九八六年）の「池田庄・春木庄」の項などがある。しかし同書「谷川庄」の項だけは上横手説に立ち、頼朝書状の日付を「一〇月一七日」と明確に書いている^⑫。また竹内理三氏は、頼朝書状を『鎌倉遺文補遺』に再収しており、「建久九年十一月十七日カ（上横手雅敬説）」（十月十七日の誤り＝筆者注）と発給日を推定し、黒川高明氏も頼朝書状について、「上横手雅敬氏ノ「最後の頼朝書状」（鎌倉遺文月報）二二ニヨリテ、本文書ノ発給年月日ヲ、建久九年十月十七日ニ当ツ」と注記している^⑬。現在ではむしろ上横手説

のほうが「通説」になっているといってもよい状況にある。

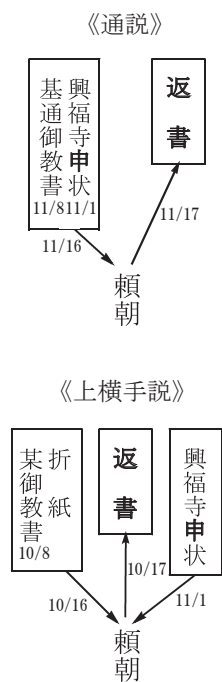
ただ、上横手氏の指摘は、月報所載の論文でおこなわれたという性格上、記述は簡潔である。そこで議論の前提として、「頼朝書状」の日付すなわち「興福寺申状」との前後関係について、いますこし掘り下げて検討を加えておきたい。

（2）頼朝書状と興福寺申状前後関係の検討

頼朝書状は原本が伝わらないうえに後欠であり、発給日を特定することはできない。そこで、伝えられる写本二種（尊経閣本・尊勝院本）について、それぞれの注記内容や書写の形式・順序などに、A・Bの前後関係を判断する材料はないか検討した。しかし両者ともAに続けて、何の注記もなしにBが写されているだけで、特段の情報を得ることはできなかった。

つぎに、文書のやりとりの面に注目すると、通説では十一月八日付の藤原基通「御教書」および「興福寺衆徒申和泉国司事」なる「折紙」が、同月十六日頼朝のもとに届き、頼朝は翌十七日に返書Bを出した。だとするならば、この「折紙」が「興福寺牒状」である可能性が高い。

いっぽう上横手説にしたがうならば、まず十月八日付の某「御教書」および「折紙」が頼朝のもとに届き、翌十七日に返書Bが作成された。Bにたいし、別名五師の名をもって、十一月一日付で発せられたのがAであった。両説を略図すると左図のようになろう。上横手説の場合、A・



Bに先行する某御教書および折紙の存在を想定しなければならず、このかぎりにおいては通説のほうがすっきりしている。なお上横手氏は、御教書の発給者を藤原基通とする通説の理解についても、その想定を留保している（後述）。

頼朝書状の内容に注目すると、上横手説の論拠を決定的にしているのは、「御禊大嘗会者、一代一度嘉礼、国家福祐之大基候。随則期日近々、嚴重異^レ他」（傍線筆者）なる一文であろう。この年の土御門天皇大嘗会御禊は十月二十七日（大嘗会は十一月二十二日）におこなわれているから、書状の発給は「御禊」以後ではありえない。

にもかかわらず『大日本史料』編者が頼朝書状を、十一月一日付の興福寺牒状への返書（すなわち十一月十八日付）としたのはなぜか。当時「大嘗会」そのものを「御禊大嘗会」と称することがあったのではないかと考えてみる。しかし史料上そのような用例を確認することはできない。たとえば、『名目鈔』¹⁴「恒例諸公事臨時篇」にも、即位・御禊・大嘗会を、「以上謂^三三ヶ之重事」とあることなどからしても、通説が「御禊大嘗会」大嘗会との理解にたっているとは考えられない¹⁵。したがって尊経閣本・尊勝院本『興福寺牒状』における文書の配列順序が「申状」↓「書状」の順に編纂されていたことから、単純に両状の前後関係が決められてしまったと考えるほかない。

(3) 紛争経過による検討

文書A・Bの前後関係を明らかにするためには、如上の考察に加え、通説・上横手説のそれぞれを、紛争の経過の中に置いてみることによって両説の妥当・整合性を検証することが重要であろう。紛争の経緯は、前記「源頼朝書状」「興福寺申状」のほか、吉田資経の日記『自曆記』（『資経卿記』）、『法隆寺東院縁起』、『三会定一記』、『古記部類』、その他の史料により比較的詳しく知ることができる¹⁶。諸史料にもとづき関係年表を作

成した。

【表】建久九年興福寺・和泉国司紛争関係年表

1・11	○後鳥羽天皇、土御門天皇に讓位。
8月以前	○後鳥羽上皇熊野御幸、和泉国御所造営につき、同国内興福寺領において、国使の濫妨がある「太上天皇初御熊野詣、和泉国御所造営之間、国使催 ^レ 御寺領谷川庄 ^一 之処、召使等凌 ^レ 轢御寺仕丁 ^一 。於 ^二 池田庄 ^一 凌 ^レ 轢散所神人 ^一 。於 ^二 春木庄 ^一 燒 ^レ 失御神 ^一 了」（三会定一記）〔古記部類〕
8月上旬	○興福寺、国司の流罪および目代の禁獄を要求「依 ^二 件事 ^一 僧綱以下雖 ^レ 訴 ^レ 申配 ^レ 流国司少納言宗信 ^一 ・禁 ^レ 獄目代等 ^一 之由 ^上 、無 ^二 指御裁許 ^一 」（三会定一記）〔古記部類〕
8・16	○朝廷は下手人の禁獄のみを決定「其後可 ^レ 禁 ^レ 獄下手人 ^一 之由被 ^二 仰下 ^一 之間、一寺諸衆不 ^レ 勝 ^二 鬱憤 ^一 」（三会定一記）〔古記部類〕
9・12	○「八月上旬之比、寺中歎息之刻……」（興福寺申状）
9・16 (参考)	○後鳥羽上皇、初度熊野御幸出發。帰洛日未詳。
9・27	○権中納言平親宗を大嘗会御禊装束司長官に補任〔公卿補任〕
9・28	○比叡山横川衆徒の訴えにより、延暦寺執当法眼実誓らを流罪〔華頂要略〕
9	○興福寺、朝廷に訴えるが沙汰なし「自 ^二 九月廿七日 ^一 、大衆騒動訴申、猶無 ^二 御沙汰 ^一 」（三会定一記）〔古記部類〕
10・8	○院において大般若御読経あり。平親宗息親長、堂童子を辞退して後鳥羽上皇逆鱗「昨日院大般若御読経、堂童子親長辞退之間、有 ^二 逆鱗 ^一 云々」（自曆記二十九日条）
	○「山階大衆、訴 ^レ 訟和泉国司」（一代要記）
	▼上横手説……頼朝宛某「御教書」折紙が発給される「去八日御教書、昨日（十六日）到来、謹拝見候了。興福寺衆徒申和泉国司事、折紙見給候了」（頼朝書状）
	○興福寺大衆、10月20日の神木動座に備えるよう法隆寺に牒す「欲 ^レ 被 ^レ 共 ^レ 奉春日大明神御進發 ^レ 状 ^一 （中略）来廿日所 ^レ 可 ^レ 有 ^二 御進發 ^一 也者。任 ^二 牒送 ^一 旨 ^一 欲 ^レ 被 ^レ 共 ^レ 奉也。衙察 ^レ 状莫 ^二 緩怠 ^一 、以牒 ^レ （は改行）〔法隆寺東院縁起〕

10・9	<p>○頭弁藤原宗隆、維摩会勅使として、滝口所衆五人を従え下向〔自曆記〕</p> <p>○興福寺維摩会、講師東大寺頼惠、探題興福寺権別当法印雅縁〔三會定一記〕。</p> <p>○維摩会正常に行われず、勅使を軽んず〔維摩会如レ無。非二当日所作人二之外、不レ令三出仕、無レ打三聞頭裏、打三停勅使房番論義二了〕〔三會定一記〕〔古記部類〕</p>
10・10	<p>○院において群議あり、興福寺の訴えにより、当面の処置として国司解任・目代の禁獄を決定〔国司所行各雖三争申一先被レ召三下手人一。而衆徒猶以鬱訴、是燒三御神一之科云々。此条国司雖レ申三無実之由一、衆徒申状又難レ処レ誕。先被レ止三勅旨務一、可レ被レ召三禁目代一、其上重札三問実否二、可レ被レ定三罪科一之由議定了云々〕〔自曆記〕</p>
10・13	<p>○院議定にもとづき長者宣を下す。興福寺は維摩会番論議を一部実施するが、院の裁定になお納得せず〔十月十四日丑刻許、停三任国務一、可レ召三禁目代於使庁一之由被レ下三長者宣一。仍勅使房番論議一番許行了。大会陵遅何事如レ之哉。爰大衆猶不レ散三鬱念二〕〔三會定一記〕〔古記部類〕</p> <p>○維摩会勅使軽んぜらる〔堀河中納言〔光雅〕申送云、衆徒連々蜂起、頭弁〔宗隆〕如レ存如レ亡云々〕〔自曆記〕</p>
10・14	<p>○平親宗の大嘗会装束司長官を解任し、和泉国知行を停止。</p> <p>・「衆徒申状云、簀三卷神人〔焼〕榊畢、国司流罪被三禁獄二云々、而五節猶勤仕、可レ勤三装束用長官一云々、未曾有事歟」〔自曆記〕</p> <p>・「平納言〔親宗〕依三南都衆徒之訴申一、被レ止三和泉国務一」〔自曆記〕</p> <p>・「被レ止三長官一、依三興福寺大衆訴一也」〔公卿補任〕</p> <p>▼上横手説……「御教書」および「折紙」が鎌倉に届く〔頼朝書状〕</p> <p>▼上横手説……源頼朝、書状を書く〔鎌倉遺文一〇一〇、補三〇七〕</p>
10・16	<p>○「去廿日、僧綱已下群三參長者殿之庭一」〔興福寺申状〕</p> <p>○この日、神木動座が予定されていた〔法隆寺東院縁起〕</p>
10・17	
10・20	

10・21	<p>○僧綱ら上洛、国司の流罪を要求〔廿一日僧綱以下上洛、燒三失御神一罪過絶三古今一、可レ処三遠流一之由令三訴申一。大衆之訴訟不レ令レ成レ弁者〕〔三會定一記〕〔古記部類〕</p> <p>○院においてふたび議定あり、内容未詳。議事は「衆徒・和泉国問事」〔自曆記〕</p> <p>○「南都衆徒猶訴申云々」〔自曆記〕</p>
10・22	<p>○僧綱等、大嘗会以降に沙汰ありとの回答を得て、神木動座を停止し、許可なく下落〔廿四日、奉レ下三大明神一可レ令三參洛一之旨申。而自レ院被レ仰三出権弁長房一、御榊木焼失事、国司不レ知之由申者。召三決両方一可レ有三御裁許二云云。爰大衆申云、一寺三千衆申状、自昔以来不レ及三対レ紀一決、神木焼失争及三偽言一哉、随神人等帯三焼木梢一由云云。然而所被レ召三神人等於官庁一、申状大略不レ違三衆徒申状一。仍大嘗会以後可レ有三御沙汰一之由有「其間」仍奉レ下三御神一之儀停了。僧綱已講等雖レ不レ給レ暇一各下向了〕〔三會定一記〕〔古記部類〕</p> <p>○この間、関東武士入洛。頼朝書状到来により、衆徒上洛を停止〔而間関東武士等、為レ相三禦衆徒入洛一、如レ雲參洛。又前右大将頼朝卿書状到来、弥衆徒上洛停了〕〔三會定一記〕〔古記部類〕</p> <p>▼上横手説……この頃、頼朝書状到着か。</p>
10・24	<p>○大嘗会御禊〔自曆記〕</p>
10・27	<p>○「興福寺申状」〔頼朝あて〕が作成される〔鎌倉遺文一〇〇九〕</p>
11・1	<p>○記録所において神人らを召し問う〔春日社神人等、於三記録所一、和泉国司乱行事被三召問一云々〕〔自曆記〕</p>
11・2	<p>◆通説……差出人未詳、頼朝宛「御教書」および「折紙」が出される〔頼朝書状〕</p>
11・8	<p>○吉田経房、大嘗会検校となる〔公卿補任〕</p>
11・15	<p>◆通説……「御教書」および「折紙」が鎌倉に届く〔頼朝書状〕</p>
11・16	<p>◆通説……源頼朝、書状を書く〔鎌倉遺文一〇一〇、補三〇七〕</p>
11・17	<p>○大衆參洛を促す院宣・長者宣を下す。大衆応ぜず〔大嘗会以後廿日、被レ下三院宣一長者宣一、參洛僧綱不レ申三身暇一而下向、無三其謂一、早可レ令三群參一云云。各為三恐怖一不レ令三參上二〕〔三會定一記〕〔古記部類〕</p>
11・18	<p>○大衆參洛を促す院宣・長者宣を下す。大衆応ぜず〔大嘗会以後廿日、被レ下三院宣一長者宣一、參洛僧綱不レ申三身暇一而下向、無三其謂一、早可レ令三群參一云云。各為三恐怖一不レ令三參上二〕〔三會定一記〕〔古記部類〕</p>

11・22	○土御門天皇大嘗会
11・23	○僧綱・衆徒参洛「大衆又令致密沙汰」之間、十一月廿三日令参洛「(三会定一記)〔古記部類〕」
11・(25)	◆通説……この頃、頼朝書状到着か。
11・27	○院の裁決あり「同廿七日、僧綱以下册余人令参洛(依)召神妙参別所」殿下御所。院宣併依為「初度御熊野詣、衆徒可宿中之由雖被仰下、不レ及承引依強訴申、停任國司、召禁目代処、訴申御神燒失之由、仍可令配流國司、召禁召使等」。衆徒張本又可レ有御沙汰、其中於二人已講円綱・玄俊者、不レ可罷下云云。僧綱等申者、依為「訴訟理致、及御裁許、可有張本御沙汰哉。可有御免之由雖令訴申、院・殿下無其御免」(三会定一記)〔古記部類〕
11・28	○玄俊を佐渡に、平宗信を播磨に配流「僧綱賜暇翌日下向。円綱・玄俊依院宣被レ付勸学院。雖有二人、円綱申開子細下向。玄俊蒙佐渡国配流宣旨、一寺愁歎猶不レ休歟。国司配流播磨云云」(三会定一記)〔古記部類〕(一代要記)

年表の中に両説を埋め込んでみると(▼・◆印で示した)、上横手説のほうがはるかに事態の経緯に照応していることがわかる。

さらに興福寺維摩会に関する年代記『三会定一記』(一五六四年以降成立)には、「而間関東武士等、為相禦衆徒入洛」、如雲参洛。又前右大將頼朝卿書状到来、弥衆徒上洛停了」とあり、頼朝書状にいう「衆徒企参洛一候者、且差遣前駈之武士」、可相禦一候」といった内容によく合致し上横手説が支持される。また興福寺申状は、頼朝の非難・警告に対応した陳弁を含んでいる、とする上横手氏の指摘については、次章第三節で検討する。

以上から、後鳥羽上皇と興福寺・和泉国司紛争に関する議論の前提として、紛争の経緯は上横手説に拠るのが妥当であると考ええる。

第二章 興福寺・和泉国司紛争

第一節 興福寺・和泉国司紛争の展開

ここで前章で示した関係年表にもとづき、紛争の概要を摘記すると次のようになる。

紛争は建久九年(一一九八)八月以前に、和泉国和泉郡池田・春木両荘、少し離れた日根郡谷川荘といった興福寺領三か所で起こった。後鳥羽上皇の熊野詣御所造営にかかる課役催徴のため、国司側は召使・神人を凌辱し、春木荘では神木(榊)を焼くにおよんだ。興福寺は、国司宗信の配流、目代の禁獄を要求したが、処分は下手人の禁獄にとどまった。このため寺側は鬱憤をつのらせるなか、八月十六日後鳥羽上皇は熊野詣に出発していった(帰洛日未詳)。

九月十二日、渦中の人である平親宗が大嘗会御禊装束司長官に任じられ、同月二十七日には興福寺が騒動するに至り、十月に入ると、いよいよ神木動座による強訴を決断した。八日には法隆寺に対し、二十日の神木進発に備えるよう牒状が出されている。また同八日には、源頼朝あてに某「御教書」および「折紙」が発せられた。

朝廷では神木動座(予定は十月二十日)を控え、十三日院において群議をおこない、国司平宗信の停任、目代の禁獄を決定した。翌十四日、この旨が長者宣をもって興福寺に通知されたが、なお衆徒は処分を不服とし「連々蜂起」(自曆記)したのであった。

十月十六日にいたり、ついに朝廷は、和泉国知行国主平親宗の国務を停止し、大嘗会御禊装束司長官の職を解任した。この日鎌倉では、頼朝が「御教書」「折紙」を受け取り、翌十七日に返書している。

興福寺側はなお朝廷の処分(国主・国司の停任)に納得せず、二十一日

「八日付御教書」と「折紙」が届いていた。通説では、「御教書」の発給者に関白・氏長者藤原基通が想定されていたことは、さきに見たとおりである。これにたいし上横手雅敬氏は「ついでながら御教書の差出人についても、基通と断ずる理由はない」と基通発給説を留保している。「頼朝書状」が後欠で、かつこの時期の『吾妻鏡』記事を欠いていることなどから、御教書の内容および発給者を明らかにするのは困難であるが、あえてその「候補」について検討したい。

「御教書」を発給できる公卿のうち、当時源頼朝との間に太いパイプをもっていたのは中納言民部卿吉田経房であった。経房は後白河院政期間東申次として活躍し、建久六年（一一九五）四月には、上洛中の頼朝と対面し、砂金・龍蹄などを贈られている（『吾妻鏡』）。したがって、後白河法皇没後、後鳥羽親政期を通じ、院政期に入っただけなら朝幕間に重要な位置を占めていたと考えられる。

吉田経房はまた、本件にも深くかかわる立場にあった。前掲系図に見るように、経房の甥にあたる長房は後鳥羽上皇近臣として、本紛争にかかる院・朝廷の対応を一身に奉行している。のちには出家して覚真と名のり、「興福寺申状」を起草したとされる貞慶の跡を継いで海住山寺二代住職となった。また日記『自暦記』に、紛争にたいする公家側の対応を詳しく記録したのは経房孫の資経であった。経房女子には「時実卿室」（尊卑分脈）がいて、平親宗一族との関係も深い。また『尊卑分脈』によれば、経房の兄弟「行舜」に「母平親宗卿女」との注記があるが、年齢等からして疑義があり、系図には記載しなかった。

さらに紛争の当事者である平親宗の男親長は、後述の十月十八日経房の任大納言御慶申の「前駆先一家人々」のなかに「治部権大輔（親長）」と名前があり（『自暦記』）、七条院では御慶申の取り次ぎを行うなど、経房と密接な関係にあったと考えられる。

本紛争中における経房の行動は、孫の資経が日記『自暦記』に記録しているため、比較的くわしく知ることができる。同書によれば、事件にかんする院議定は十月十三日・二十一日の二回、経房甥の長房が奉行して行われた。経房は、はじめの「群議」には参加していない模様であるが、二十一日の「議定」について『自暦記』には、

今日、依^レ南都衆徒訴事^一、於^レ院可^レ有^二議定^一、為^二長房奉行^一。再三依^レ有^二其催^一、卿殿未^レ冠、扶^二灸治^一御參^レ院。

とあって、院から再三の催促があり、経房は冠もつけず病をおして出席したのである。議定は、神木動座をかまえた興福寺僧綱らが上洛、国司の流罪を要求するという緊迫した事態をうけて行われたのであり、その対応には経房の存在が不可欠であったと想定される。

吉田経房は、大嘗会御禊（十月二十七日）に参列した後、権大納言藤原頼実の任右大臣の替として権大納言に昇進（十一月十四日）、任民部卿の兼宣旨を受け（十七日）、翌日には御慶申をおこなっている。十二月二十九日には帯剣を聴されるなど、後白河法皇につづき、後鳥羽上皇にも重用されていたことがわかる。

さらに経房は十一月十五日、大嘗会検校に任じられた（公卿補任）。経房にとって今次大嘗会の円滑な催行は、とりわけ緊要の課題であった。したがって神木動座という事態をどうしても回避しなければならなかったのである。経房は甥の長房や孫の資経を動員してことにあたらせただけで、当然ながら、「申次」の域を超え、直接源頼朝の助力を要請したのではないだろうか。あるいは後鳥羽上皇自身の意を奉じて、文字どおり「申次」を行ったのかもしれない。

いまひとり、興福寺と深くかかわった公卿として、源通親をあげることもできるが、頼朝とのパイプ等からして、吉田経房を描いて「御教書」発給者に想定するのは躊躇される。

つぎに、源頼朝書状と興福寺申状の内容をあらためて検討する。

第三節 源頼朝書状と興福寺申状

(1) 源頼朝書状

さきに見たように、源頼朝は、大嘗会という一代一度の国家嘉礼を控えたこの時期に、たかが一兩人の神人の沙汰で群参に及び、ましてや蜂起を企てるなどもつてのほかであると興福寺を非難した。同時に「君者雖_レ无_二和泉国司一人_一、何事之闕御哉」と、朝廷にとつてかかる事件は小事なのだと述べている。頼朝には神木や「三千衆徒申状」といった伝統的權威は通じない。次に頼朝の武士觀が述べられていて興味深いのが、頼朝によれば、武士の輩はもともと一芸を掌り、全く是非をわきまえない者であるが、私の意趣による報復等が制御されているのは、君徳を仰ぎ奉るからである。これに比べて、理非をわきまえるべき衆徒が、小事をもつて違乱に及ぶのは朝敵というべきである。このように述べて頼朝は、

衆徒企_二參洛_一候者、且差_三遣前驅之武士_一、可_二相禦_一候。猶不_レ拘_二皇威_一、提及_二訴逆_一者、頼朝雖_二自身_一可_二馳參_一候歟。

と、恫喝を加えている。『三會定一記』には「而間関東武士者、為_レ相_二禦衆徒入洛_一、如_レ雲參洛」と、頼朝の書状とほぼ同時に「前驅武士」が入洛したと記されている。

関東武士參洛については、後鳥羽院政発足直後の政治状況としては極めて重大な事態であるが、この時期の『吾妻鏡』記事を欠いており、詳しいことはわからない。この間の事情につき、関連史料の探索を含めて、さらなる追究が必要である。

(2) 興福寺申状

かくて興福寺は、頼朝の強硬姿勢と、現実に行われた軍事動員に恐怖して、別会五師の名をもって申状（陳弁）を鎌倉に送ったのである。同書は五か条からなり、第一条「和泉国司旁犯遇（過カ）事」において、和泉国_三か莊における国司の狼藉をくわしく述べ、しかもその苛法が、平親宗父子が現地を訪れ、その眼前で行われたにもかかわらず、国司の流罪さえ行われないと訴える。

第二条「衆徒上洛不可及驚異事」では、衆徒上洛が正当で伝統的な手続きを経、しかも非武装で行われ、他門の例とは異なるものであると陳じている。また、条末において「入洛輩、殊可_レ禁_二遏兵具_一之由、衆議已了。此条雖_二自今以後_一、不_レ可_レ及_二御疑胎_一者也」と、頼朝の「疑胎」を前提に陳弁が行われている。第三条「不_レ弁_二時節譏嫌_一由事」は、頼朝の「不_レ顧_二抄節_一」云々という非難に対応しており、寺側は大嘗会御禊終了まで、讓歩を重ねて神木動座を控えたにもかかわらず、御禊が終わった今なお朝廷の沙汰がないことに抗議している。続く第四条「初度臨幸可_レ忌_二（忘カ）万事_一由事」は、頼朝が「就中院号之後、南山初御臨幸候」と衆徒の自重を促した一項に対応している。寺側の論理は、初度御幸の重要性をわきまえず非法におよんだのは国司の方であり、かかる行為に対する抗議を後鳥羽上皇にまで達することこそ、今後の円滑な御幸にとって重要であると説明している。第五条「可_レ有_二対問_一由不_レ叶_二物儀_一事」では、「三千一同之訴訟、全无_二勝劣_一」と対問を拒否したうえで、「幕下争不_レ諫我君、々以為_レ聖、上皇宜_レ感_二其詞_一」と、頼朝に後鳥羽上皇への取りなしを依頼して、申状は閉じられている。

第四節 後鳥羽上皇と興福寺・和泉国司紛争

本節では、讓位直後の後鳥羽上皇にとって、興福寺・和泉国司紛争が、いかなる政治的意味をもっていたかについて考察したい。

(1) 朝廷・後鳥羽上皇と寺社紛争

建久九年(一一九八)は、後鳥羽天皇の讓位(正月十一日)にはじまり、源頼朝の落馬事件(十二月二十七日)をもって終わるといふ、政治的大事業に明け暮れた。青年上皇後鳥羽は、讓位の翌十二日には、さっそく蹴鞠に興じ、以後連日のように嵯峨法輪寺、石清水・賀茂・日吉各社、鳥羽などへの御幸を繰り返している。祖父後白河法皇最後の熊野御幸(建久二年四月一日)から七年後の八月十六日には、はじめての熊野御幸に出発した。

後鳥羽天皇讓位直後の朝廷は源通親の支配下にあり、九月十七日には一条高能が、父能保(前年没)に続いて没した。一条家は源頼朝との縁故によって後鳥羽院政に影響を与えていただけではなく、頼朝の姪にあたる能保娘は後鳥羽天皇の乳母でもあった²⁴⁾。能保・高能の死去にともなう一条家の地位低下は、朝廷における源頼朝の力を削ぐとともに、源通親の後鳥羽にたいする影響力をいっそう強めることとなった。

遊興御幸に明け暮れ、政治的無関心にみえる後鳥羽上皇であったが、当時上皇の政治課題は、初度熊野御幸と国家的行事である土御門天皇御禊・大嘗会を円滑に実施することであったといつてよい。しかし、熊野御幸に前後して後鳥羽上皇は、近江国と和泉国を舞台とした二つの寺社紛争を経験しなければならなかった。

延暦寺千僧供領遠江国赤土荘では、西塔横川衆徒が、執当実誓の聖供米未進を追求したところ、実誓は東塔衆徒と語らって比叡山上に城郭を構えた。横川衆徒は裁許が遅いことに抗議して離山を企てるにいたった

ため、九月十六日朝廷は、実誓を出雲に、西塔僧を土佐、隠岐などに配流した(年表)。また和泉国においては、本稿でとりあげる紛争が起こった。

後鳥羽上皇は院政開始早々、まさに南都北嶺に紛争をかかえることとなったのみならず、後者の紛争に関連して、大嘗会御禊装束司長官罷免という代償をはらわなければならず、上皇の政治課題遂行に齟齬をきたし、権威が損なわれる仕儀となった。

さらに、紛争勃発直後の十月二十八日に後鳥羽上皇が行った大般若御読経のさい、平親宗の子親長が堂童子を辞退した。ために後鳥羽の「逆鱗」にふれたという(『自曆記』九・二九条)。本件と紛争との関係は未詳であるが、親宗・宗信父子に、平穩円滑たるべき熊野御幸にケチをつけられたうえに、親長にまで仏事参仕を拒否された後鳥羽の心情が察せられる。

(2) 興福寺維摩会

続く十月十日、興福寺衆徒・春日神人が神木動座をかまえる緊迫の南都へ、興福寺維摩会のため恒例の勅使として頭弁藤原宗隆が遣わされたが、寺は勅使の饗応である勅使房論議を行わず宗隆を侮辱した。ここに朝廷の権威はまったく失墜する次第となった。おまけに興福寺は、十月十四日にいたり、国司解任・目代禁獄という朝廷の讓歩をうけて、勅使房論議を一番だけ実施した。まことに朝廷の権威を逆なでする挙であり、かつしたたかな駆け引きであった。中納言藤原光雅は「衆徒連々蜂起、頭弁如^レ存如^レ亡」(あつてなきがごとし)と、勅使宗隆の無力ぶり²⁵⁾と、朝廷が興福寺によりないがしろにされている様子を吉田資経に伝えている。後鳥羽上皇の心境は「逆鱗」以上のものがあつたであろう。

しかし、後鳥羽上皇と興福寺の間には対立があつただけではない。事件当時の別当は範玄であつたが、紛争終息直後の建久九年十二月には、源通親の同母兄雅縁がこれに代わり、以後別当職をほぼ独占する。また

「興福寺申状」を起草したとされる貞慶に、後鳥羽は事件後の正治元年（一一九九）頃から帰依するようになり、翌二年三月には、雅縁と貞慶の尽力で後鳥羽の南都御幸が実現している。また、衆徒の蜂起をうけて、二度にわたる院議定を奉行した近臣権左少弁藤原長房は、貞観入寂後出家して、海住山寺を継いだ。

おわりに

延慶二年（一一三〇九）成立の『春日権現靈驗記』巻六には、病を得た平親宗について、「春日大明神の御勘当あるによりて、はやめされるべきになりぬ」と、祈禱の験者が語り、「春日大明神の、平中納言をめす御使なり」と自称する者があらわれて、やがて親宗が没するとの絵と詞を載せている。事件後百余年が過ぎてなお、紛争の記憶は春日社・興福寺周辺に根強く伝承されていたことがわかる。

後鳥羽院政の発足と時を同じくして発生し、源頼朝による軍事動員にまで発展した興福寺・和泉国司紛争に關し、源頼朝書状の日付をめぐり、上横手雅敬氏が提示した新説について検討した。二種類の『興福寺牒状』写本（尊経閣本・尊勝院本）の構成、「源頼朝書状」「興福寺申状」の内容、諸史料により作成した関係年表等にもとづく考察から、上横手説が妥当であると結論した。また、事件当事者である平親宗一族との関係に言及したうえで、頼朝宛て「御教書」の発給者として、吉田経房を想定した。こうした前提作業ののち、上横手説にしたがって事実経過を詳細に吟味し再構成した。その結果、後鳥羽上皇の権威がないがしろにされるといふ局面を含みながら事態は展開し、結局朝廷は興福寺の要求に屈して国司流罪を余儀なくされた。他方朝廷は源頼朝をたのみとし、これに応えて頼朝は興福寺を恫喝するとともに、軍勢を京都に展開し、大嘗会直

近の神木動座という事態は回避されたのである。

かくて讓位直後の後鳥羽上皇の政治課題―熊野御幸と大嘗会の円滑な催行―は、両方ながら全きを期すことができず、後鳥羽上皇の政治的権威は、平親宗一族と興福寺の双方によって、いちじるしくそこなわれたと評してよいであろう。

しかし書状において頼朝は、武力は後鳥羽上皇の権威によって制御されておられ、興福寺もまた申状において上皇への奏上を頼朝に期待している。すなわち幕府・寺社権門双方の論理と行動における権威の源泉が朝廷すなわち後鳥羽上皇に求められている。

源通親の庇護のもと、一見御幸や遊興に明け暮れたかにみえる後鳥羽院政のスタートは、同時期南都北嶺に紛争をかかえつつ、かかる状況のなかで切られたのである。

注

① 田中稔「鎌倉初期の政治過程―建久年間を中心にして―」（『鎌倉幕府御家人制度の研究』吉川弘文館、一九九一年、初出は『歴史教育』一一一六、一九六三年）、杉橋隆夫「鎌倉初期の公武関係―建久年間を中心に―」（『史林』五四―一六、一九七一年）、上横手雅敬「建久元年の歴史の意義」（『鎌倉時代政治史研究』吉川弘文館、一九九一年、初出は赤松俊秀教授退官記念事業会編『国史論集』一九七二年）など。

② 三浦周行『鎌倉時代史』（『日本史の研究 新輯一』、岩波書店、一九八二年、初出は『大日本時代史』の一部として刊行、早稲田大学出版部、一九〇七年、一九一六年に改版）九三頁、辻善之助「頼朝の宗教政策」（『日本仏教史二 中世編之一』岩波書店、一九四七年）三四―六頁、『和泉市史一』（和泉市史編纂委員会、一九六五年）二四五―六頁、上横手雅敬「幕府と京都」（『鎌倉時代政治史研究』注①前掲、初出は『京都の歴史 2 中世の明暗』学芸書林、一九七一年）六四―五頁、杉橋隆夫「鎌倉初期の公武関係」（注①前掲）二六頁、上横手雅敬「最後の頼朝書状」（『鎌

倉時代政治史研究』(上掲、初出は「鎌倉遺文月報」二、一九七二年)、大山喬平『日本の歴史9 鎌倉幕府』(小学館、一九七四年)二三五〜七頁、保井秀孝「貞慶の宗教活動」(『日本史研究』二二四、一九八一年)五四〜五頁、『大阪府地名大辞典』(角川書店、一九八三年)、『大阪府の地名』(平凡社、一九八六年)、泉谷康夫『興福寺』(吉川弘文館、一九九七年)一一一〜二頁など。

- ③ 上横手雅敬「最後の頼朝書状」(注②前掲)。
- ④ 『興福寺牒状』明治十九年七月影写本(請求番号3071・031・2)、明治二十一年九月影写本(同3071・031・3)。
- ⑤ 写本(請求番号4171・031・3)。
- ⑥ 「集められた文書・典籍類の鑑定・選択は、木下順庵が中心となつて行ったが、綱紀自信も必ず目を通し、(中略)包紙に備忘が書かれているものなどが数多く所蔵されている」(菊池紳一「尊経閣文庫解説」『尊経閣文庫国書分類目録』ゆまに書房、一九九九年)八頁。
- ⑦ 泉谷康夫氏は文書名を「啓状」(『興福寺』注②前掲、一一一頁)、衣川仁氏は「興福寺申状」(『中世寺院勢力論』吉川弘文館、二〇〇七年、二〇二頁)としている。上横手雅敬氏も「一般に牒状と呼ばれているがこれは興福寺が鎌倉に遣わした申状である」と書いている(『権力と仏教の中世史』法蔵館、二〇〇九年、一一八頁)。東大史料編纂所も、影写本の注記において、「承安三年―保元三年、附:興福寺遣鎌倉状(建久九)」として、牒状と区別している。
- ⑧ 尊勝院本には抹消年付はない。
- ⑨ 黒川高明『源頼朝文書の研究 史料編』(吉川弘文館、一九八八年)三五四頁。
- ⑩ 上横手雅敬「幕府と京都」(注②前掲)六五頁。
- ⑪ 上横手雅敬「最後の頼朝書状」(注②前掲)。
- ⑫ いずれも注②前掲。
- ⑬ 黒川高明『源頼朝文書の研究 史料編』(注⑨前掲)三五四頁。
- ⑭ 『群書類従』二六、四三〇頁。
- ⑮ ちなみに、竹内理三氏は、同書状を『鎌倉遺文』正編(一〇一〇号)および補遺(補三〇七号)の二箇所に収録しているが、後者では「御禊・大

嘗会」と並列点が付きされており注目される。

- ⑯ 『法隆寺東院縁起』は『大日本史料』四一五、『三会定一記』は『大日本仏教全書』二二三 興福寺叢書第二(覆刻版、名著刊行会、一九八〇年)、十七世紀以降のものであるが興福寺一乗院家坊官二条憲乗の編纂した『古記部類』は、『大日本史料』四一五、『自暦記』は、平田俊春『平家物語の批判的研究』下(国書刊行会、一九九〇年)井上幸治氏の御教示による)にそれぞれ収載されている。なお、『吾妻鏡』はこの時期の記事を欠く。
- ⑰ 「大嘗会以後廿日」……仏教全書版(注⑯)では、「大嘗会以後(廿日)」と「廿日」が割書で翻刻されている。しかし東大史料編纂所蔵「永祿九年三月兼深大僧都跋、延宝四年二月写」謄写版(請求番号2014-1193)および『古記部類』では、「大嘗会以後廿日」となっている。上記「大嘗会」は前後関係から「御禊」を指すと考えられるから、「廿日」が日付を指すと解すれば「十一月二十日」、大嘗会御禊(十月二十七日)以後二十日であれば、「十一月十八日」となる。ここでは後者を採用しておく。
- ⑱ 同記事は、興福寺『古記部類』にも引載されている。
- ⑲ 十月八日付「御教書」が同月十六日に鎌倉に届いている(頼朝書状)ことから推定。
- ⑳ 注⑰参照。
- ㉑ 上横手雅敬「最後の頼朝書状」(注②前掲)一六八頁。
- ㉒ 美川圭「関東申次と院伝奏の成立と展開」(『院政の研究』臨川書店、一九九六年、初出は『史林』六七―三、一九八四年)。
- ㉓ 親長は、建久五年(一一九四)正月六日、七条院の御給によって正五位下に叙されている(公卿補任)。
- ㉔ 『玉葉』建久二年十一月九日条。
- ㉕ 永村眞「法会」と「文書」―興福寺維摩会を通して(佐藤道子編『中世寺院と法会』法蔵館、一九九四年)三〇〇頁。
- ㉖ 『自暦記』建久九年十月十四日条。
- ㉗ 小松茂美『春日権現験記絵』上(続日本の絵巻13、中央公論社、一九九一年)。